

—防災気象情報の主な改定—

★各警報に警戒レベルの数字（1～5）が付記されました。

★洪水警報が廃止され、氾濫警報など河川の区分に応じた伝え方に変わりました。

— 従来通りの運用 —

◆【暴風警報】⇒従来通りの運用で、警戒レベルの数字は付記されません。

❖大阪府下に暴風警報が出ている場合は登校しないこと。

— 防災気象情報の改定に伴う変更 —

① ◆【大雨危険警報】⇒ レベル4 ◆【大雨特別警報】⇒ レベル5

❖大阪市に大雨危険警報（レベル4）、または大雨特別警報（レベル5）が発表されている場合は登校しないこと。

❖大阪市以外に居住する生徒は、居住地域における上記の危険警報及び特別警報にしたがって判断すること。

ただし、この場合は欠席扱いとしない。

注）大雨に関する危険警報では、都市部地域において、内水氾濫（下水道）や、低い土地への浸水や通学途上のアンダーパスへの浸水も想定されており、危険と判断しました。

② ◆【氾濫危険警報・土砂災害危険警報】⇒ レベル4

◆【氾濫特別警報・土砂災害特別警報】⇒ レベル5

❖氾濫危険警報・土砂災害危険警報（レベル4）、氾濫特別警報・土砂災害特別（レベル5）が、居住地域ならびに、通学区間の河川に個別に発表されている場合、状況を見て、危険と判断される場合は登校しないこと。

ただし、この場合、実情を勘案して欠席扱いとしない。

※氾濫危険警報及び、土砂災害危険警報が発表された場合は、各市町村長が発表する避難情報に従って、直ちに命を守る行動をとること。

注）氾濫情報は、指定された河川ごとに個別に危険警報や特別警報が出されます。本校のある天王寺区上町台地にはそういった河川がありませんが、個々生徒の居住地域や、通学途上の河川氾濫情報を想定しています。土砂災害情報も、河川氾濫情報に準じます。

※(1) 平常通り授業を実施

午前 6 時までに暴風警報、大雨危険警報の両方が解除になった場合

※(2) 第 3 時限目より授業を実施

午前 7 時までに暴風警報、大雨危険警報の両方が解除になった場合。

※(3) 臨時休業

午前 7 時を過ぎても暴風警報か、大雨危険警報のいずれかが継続中の場合。